

令和8年度

<上山市>

競争入札参加資格審査申請の手引 【建設工事】

1 申請資格者

上山市が発注する建設工事の競争入札に参加を希望する者で、次の全ての要件を満たす者。

- ① 入札に係る契約を締結する能力を有する者であること。(成年被後見人若しくは被保佐人でないこと。)
- ② 破産者で復権を得ていない者でないこと。
- ③ 上山市税又は消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ④ 役員等(個人の場合はその者、法人の場合はその役員又はその支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ)が上山市暴力団排除条例第2条第3号に該当する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)でないこと。
- ⑤ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑥ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していないこと。
- ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- ⑧ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑨ 法律で義務付けられている社会保険(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)加入がなされていること。(社会保険加入義務がない場合はこの限りではない。)

※ 入札契約適正化法第20条第2項に基づく国土交通省の要請に従い、建設業に関する社会保険等未加入業者は入札参加者登録をいたしません。

2 申請方法

原則として郵送により申請してください。

※必要書類について不備のないように注意してください。

3 受付期間及び時間

令和8年2月2日(月)から令和8年2月27日(金)(必着)

やむを得ず窓口にて直接申請する場合は、土日・祝日を除く午前9時から12時、午後1時から4時まで。

4 提出先

〒999-3192 山形県上山市河崎一丁目1番10号

上山市財政課管財係(本庁舎2階)

※郵送の場合は、封筒に「入札参加資格審査申請書在中」と記載してください。また、受

理印が必要な場合は、返送先住所等を明記し、切手を貼付した返信用の封筒又はハガキを同封してください。

5 登録の有効期限

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間。

6 申請用紙

申請用紙は、上山市のホームページからダウンロードできるほか、上山市財政課窓口でも配付します。

7 申請業種

建設業法の29業種を発注業種区分としています。

「土木一式」「建築一式」「水道施設」の3業種について、格付けをおこないます。

(注1) 経営事項審査を受けた業種を申請業種とし、名簿に登録します。

(注2) 委任先がある場合は、委任先を名簿に登載します。その場合は(注1)の業種のうち、委任先の許可業種のみの登録となります。

(注3) 名簿登録後の業種追加はできません。なお、名簿登録した業種の削除については、変更届の提出により変更してください。

(注4) 単体企業の他に経常建設共同企業体として入札参加申請を行う場合は、共同企業体で申請した業種については、単体企業としての名簿登録は行いませんので注意してください。

8 提出書類（提出部数 1部）

※ 申請書類に虚偽の記載をした場合には、競争入札参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、指名停止や資格の取り消しになることがあります。

提出書類を番号順にクリアファイルに入れて提出してください。

書類番号	提出書類	備考	上山市内	市外
1	確認票 (建設工事等)	本申請に係る照会に応対する担当者名、連絡先を記入してください。	◎	◎
2	競争入札参加資格審査申請書 (建設工事等)	必ず商号にフリガナを付けてください。実印の押印は不要です。登録を希望する種目を記入してください。	◎	◎
3	暴力団排除に関する誓約書	実印の押印は不要です。	◎	◎
4	経審の総合評定値通知書（写）		◎	◎
5	登録希望業種表	登録を希望する業種にチェックをしてください。 ※委任先がある場合には、委任先の許可業種のみの登録となります。	◎	◎

6	発注者別評価点チェックリストとそれに 関する確認書類 (市内の該当業者)	市内に本店、営業所を有し「土木」「建築」「水道施設」の登録を希望する方のみ提出ください。 また、「発注者別評価点チェックリスト」にチェックしたものの中の証明資料を提出ください。詳細は発注者別評価点一覧を参照ください	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
7	営業所一覧		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
8	委任状	委任先がある場合に提出してください。実印の押印は不要です。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
9	使用印鑑届	印鑑証明書の実印以外に使用印を設定する場合に提出してください。実印の押印は不要ですが、 <u>使用印の押印が必要です。</u>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
10	印鑑証明書（原本）	原本の提出をお願いします。	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
11	納税証明書 (写しでも可)	全事業者 法人・個人：消費税及び地方消費税 ※その3（法人：その3の3でも可、個人：その3の2でも可）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		上山市に本社又は委任先の登録がある事業者 法人：市税の未納がない証明 個人：法人市民税、固定資産税	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		上山市に本社又は委任先の登録がない事業者 法人：法人税 その3 個人：市民税、固定資産税、国民健康保険税 （その3の3でも可）		<input type="radio"/>
12	工事経歴書	許可行政庁に提出した写しでも可能です。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
13	技術職員名簿	経営事項審査時に許可行政庁に提出した写しでも可能です。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
14	社会保険等の加入状況を証明する書類	総合評価値通知書（写）で社会保険の加入が確認できない場合に提出してください。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
15	結果通知返信用封筒	郵送で申請する場合、封筒に <u>110円</u> 切手を貼付し、あて先を記入のうえ提出してください。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※ 総合評定値通知書は、審査基準日と結果通知日が次の範囲内で、最新のものであることが必要です。

審査基準日：令和6年6月30日～令和8年1月31日

結果通知日：令和6年7月 1日～令和8年1月31日

※ 各種証明書類は申請日から3ヶ月以内に発行されたものとします。

※ 納税証明書については、オンライン申請によるデータ形式（PDF）の受取も可能です。詳細については、管轄の税務署へお問い合わせください。

※ 「市税の未納がない証明」は、税証明申請書（水色）に同意書（委任状）と市税の未納がない証明願を添付のうえ、上山市税務課に交付申請してください。なお、納付を市が確認できるまでに時間がかかることがありますので、納付後約10日以内に証明を受ける際には、領収書や通帳など納付を確認できるものを持参してください。

※ 「測量・コンサルタント」「物品等」を登録する場合は、建設工事の登録の際に添付した印鑑証明、納税証明、市税の未納が無い証明、結果通知書については省略することが出来ます。

※ 当市では1業者について1委任先としております。「建設工事は委任し、物品等は委任しない」ということは出来ませんのでご注意ください。

※ 社会保険（「健康保険、厚生年金保険、雇用保険」の3保険）への加入状況については、「総合評定値通知書（写）」で確認しますが、「総合評定通知書」で未加入となっているものの、現在、すでに加入している場合は、下記の書類を提出してください。

① 雇用保険（下記の書類のいずれか）

- ・資格取得等確認通知書（写）
- ・「概算保険料又は確定保険料申告書（写）」及び「領収済通知書（写）（領収印が押されたもの）」

② 健康保険及び厚生年金保険（下記の書類のいずれか）

- ・被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（写）
- ・被保険者報酬月額基礎届に伴う「標準報酬決定通知書（写）」
- ・「保険料の領収通知書（写）」

9 審査の結果

（1）郵送による申請の場合（原則郵送）

申請書類が市に到着しだい審査を行い、審査結果については同封された返信用封筒にて審査結果通知書を送付することによりお知らせします。返信用封筒が同封されていない場合は、受理・不受理にかかわらず結果をお知らせできませんので、洩れのないようにしてください。（電話、電子メールによるお知らせは行っておりません。）

不備があった場合は、申請書類を返却せず市で一時的に預かりますが、不受理となつたまま何も連絡のない場合は、3月1日以降に申請書類を破棄しますのでご了承ください。

（2）来庁による直接申請の場合（やむを得ない場合）

上山市役所財政課（本庁舎2階）受付会場にて審査を行い、その場で審査結果通知書を交付することにより審査結果をお知らせします。ただし、書類等の不備があった場合は受理できませんので、書類等を整えて再度申請ください。

10 発注者別評価点について

上山市では、発注者別評価点の加点（減点）を行います。対象業種は「土木一式」「建築一式」「水道施設」の3業種となります。

発注者別評価点一覧

※市内業者＝市内に本店、営業所がある業者

大項目	中項目	対象業者	評価基準	提出書類
技術評価	工事成績	市内業者	<p><u>R5.4.1～R7.3.31</u> の期間内に完成した市発注工事（130万円以上）に係る工事成績について次の算定式により加点減点。</p> <p>{各自の平均工事評点－75} × 5 = 加（減）点（小数点以下切捨て）</p> <p>対象工事 建設業法の29業種</p>	不要
法令遵守	労基法違反	全業者	<p><u>R5.4.1～R8.1.31</u> の期間内に、労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法または最低賃金法に違反したもの（労働災害関係及び賃金不払いについては除く）</p> <p>1回につき -10点</p>	不要
	指名停止	全業者	<p><u>R5.4.1～R8.1.31</u> の期間内に、「上山市工事請負業者指名停止規定」に基づく指名停止措置を受けたもの</p> <p>1か月につき -10点 ただし、指名停止期間が6ヶ月を超える部分については 1か月につき -20点</p>	不要
環境保全	エコアクション21	市内業者	<p>競争入札参加資格審査申請書を提出した時点においてエコアクション21の認証（建設分野に限る）を取得しているもの</p> <p>10点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エコアクション21の登録証の写し <p>※（一財）持続性推進機構による認証に限ります。</p>
労働者福利	障がい者雇用	市内業者	<p>競争入札参加資格審査申請書を提出した時点において、「障害者雇用促進法」第43条に基づく法定雇用率を達成しているもの（常時雇用労働者数が49人以下の事業所の場合は、1人以上雇用）</p> <p>5点</p>	<p>【常時雇用労働者数が50人以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日直前の6月1日における公共職業安定所の受付印のある「障害者雇用状況報告書」の写し <p>【常時雇用労働者数が49人以下】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1名分の障がい者手帳（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳）及び社会保険証の写し等、常勤性が確認できるもの

	子育支援	市内業者	<p>競争入札参加資格審査申請書を提出した時点において、次の子育て支援にかかる要件を満たしているもの</p> <p>①常時雇用労働者数が 101 人以上の企業 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、かつ、就業規則において育児休業制度を規定しているもの</p> <p>②常時雇用労働者数が 100 人以下の企業 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、もしくは、就業規則において育児休業制度を規定しているもの</p> <p style="text-align: center;">10 点</p>	<p>①常時雇用労働者数が 101 人以上の企業 は次の全ての書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働局の受理印のある「一般事業主行動計画策定届」の写し ・労働基準監督署の受理印のある「就業規則」の写し <p>②常時雇用労働者数が 100 人以下の企業 は次のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働局の受理印のある「一般事業主行動計画策定届」の写し ・労働基準監督署の受理印のある「就業規則」の写し(常時雇用者数 9 人以下の事業者にあっては、労働基準監督署の受領印のないものでも可)
	建設雇用改善優良事業所	市内業者	<p><u>R5.4.1～R8.1.31</u> の期間内に、「建設雇用改善優良事業所」として表彰された場合 ※厚生労働大臣表彰又は山形県知事感謝状に限ります。</p> <p style="text-align: center;">5 点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰状又は感謝状の写し
	健康経営 [®] の普及促進	市内業者	<p>審査基準日時点で保険者が実施する健康宣言事業に参加している場合</p> <p style="text-align: center;">3 点</p> <p>審査基準日時点で日本健康会議の健康経営[®]優良法人の認定を受けている場合</p> <p style="text-align: center;">2 点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者が発行する健康宣言事業に参加していることを証する証明書等の写し <ul style="list-style-type: none"> ・健康経営優良法人の認定を受けたことを証する認定証の写し

		<p>R5.4.1～R8.1.31 の期間内に企業として、<u>上山市内で</u>次のいずれかの活動を行ったもの</p> <p>上限15点</p> <p>【災害時の対応】 各3点</p> <p>① 市や県の防災協定に基づき災害時にパトロール活動を行った。</p> <p>② 災害時に救援活動に協力した。</p> <p>【地域貢献活動】 各3点</p> <p>① 河川、道路、公園、保育所・幼稚園・小中学校・福祉施設・地区集会所のいずれかを対象としたボランティア活動（清掃・除草・剪定・植栽・除排雪・軽補修のいずれか）又は市町村や社会福祉協議会のボランティアに応募し又はこれらの紹介等を受けて実施した除雪弱者宅の除排雪</p> <p>・参加型の場合は、主催者が発行した募集案内・参加依頼文の写し等、活動内容や日付が分かるもの及び主催者による証明</p> <p>・自主企画型の場合は、広報誌の写し、新聞記事の写し、実施箇所の管理主体による証明のいずれか</p> <p>② マイロードサポート事業に登録し、活動した。</p> <p>・県に提出した活動報告書の写し</p> <p>③ 山形県ふるさとの川愛護活動支援事業へ参加した。</p> <p>・県に提出した活動報告書の写し</p> <p>④ 上山市による消防団協力事業所として認定がある</p> <p>・競争入札参加資格審査申請書を提出した時点において、有効な表示証の写し</p> <p>⑤ 更生保護の協力雇用主としての職場体験講習の受け入れ又は雇用</p> <p>・保護観察所からの証明書の写し</p> <p>・「職場体験講習実施通知書」の写し</p> <p>⑥ 寄付・寄贈（2年間で20万円以上）</p> <p>・寄付にあっては領収証の写し</p> <p>・寄贈にあっては寄贈先からの感謝状、広報誌、新聞記事等の写しなど内容が分かるもの及び寄贈の内容が20万円相当以上であることを証する領収証（写）等</p>	<p>【災害時の対応】</p> <p>① 市や県の防災協定に基づき災害時にパトロール活動を行った。</p> <p>・防災協定の写し及び市や県に提出した報告書の写し</p> <p>② 災害時に救援活動に協力した。</p> <p>・感謝状・表彰状・新聞記事等の写し</p> <p>【地域貢献活動】</p> <p>① 河川、道路、公園、保育所・幼稚園・小中学校・福祉施設・地区集会所のいずれかを対象としたボランティア活動（清掃・除草・剪定・植栽・除排雪・軽補修のいずれか）又は市町村や社会福祉協議会のボランティアに応募し又はこれらの紹介等を受けて実施した除雪弱者宅の除排雪</p> <p>・参加型の場合は、主催者が発行した募集案内・参加依頼文の写し等、活動内容や日付が分かるもの及び主催者による証明</p> <p>・自主企画型の場合は、広報誌の写し、新聞記事の写し、実施箇所の管理主体による証明のいずれか</p> <p>② マイロードサポート事業に登録し、活動した。</p> <p>・県に提出した活動報告書の写し</p> <p>③ 山形県ふるさとの川愛護活動支援事業へ参加した。</p> <p>・県に提出した活動報告書の写し</p> <p>④ 上山市による消防団協力事業所として認定がある</p> <p>・競争入札参加資格審査申請書を提出した時点において、有効な表示証の写し</p> <p>⑤ 更生保護の協力雇用主としての職場体験講習の受け入れ又は雇用</p> <p>・保護観察所からの証明書の写し</p> <p>・「職場体験講習実施通知書」の写し</p> <p>⑥ 寄付・寄贈（2年間で20万円以上）</p> <p>・寄付にあっては領収証の写し</p> <p>・寄贈にあっては寄贈先からの感謝状、広報誌、新聞記事等の写しなど内容が分かるもの及び寄贈の内容が20万円相当以上であることを証する領収証（写）等</p>
--	--	--	--

	新規学卒者 の雇用 促進	市内 業者	<u>R5. 4. 1～R8. 1. 31</u> の期間内に卒業した新規学卒者を採用し、書類提出日で常用雇用している 1人につき 5点	次に掲げる全ての書類を人数分提出 ・卒業証書(写)又は卒業証明書(卒業日が審査対象期間内であること) ・雇用契約書又は雇用通知書(期限の定めのない雇用であること)の写し ・当該従業員に係る健康保険証の写し等、常勤性が確認できるもの
人材 育成	インター ンシッ プ、職場 体験学習 の受入	市内 業者	<u>R5. 4. 1～R8. 1. 31</u> の期間内に上山市内に在住又は通学する生徒・学生をインターンシップや職場体験学習で受け入れている 5点	・市町村・学校等が発する協定書・感謝状、市町村・学校等の広報誌、新聞記事のいずれかの写し
	女性の雇 用促進	市内 業者	<u>R5. 4. 1～R8. 1. 31</u> の期間内に女性を採用し、書類提出日で常時雇用している 上限9点 1人につき 3点	次に掲げる全ての書類を人数分提出 ・雇用契約書又は雇用通知書(期限の定めのない雇用であること)の写し ・当該従業員に係る健康保険証の写し等、性別と常勤性が確認できるもの
	技術者の 養成	市内 業者	<u>R5. 4. 1～R8. 1. 31</u> の期間内に在籍する35歳未満の者が、1級技術者の資格を取得している 5点	・1級技術者の資格証(写) ・上記1級技術者の健康保険証の写し等、常勤性が確認できるもの

※市内業者とは、本店、委任先（建設業法第3条に規定する支営業所）が市内にある業者。

11 その他

(1) 経営事項審査について

総合評定値通知書は、審査基準日が令和6年6月30日～令和8年1月31日、結果通知日が令和6年7月1日～令和8年1月31日の範囲内であり、かつ最新であることが必要です。（通知書に審査基準日と結果通知日が記載されています。）

総合評定値通知書の住所・商号・代表者・電話番号・許可番号が、現時点と比較して異なる場合、競争入札参加資格変更届を併せて提出して下さい。

経営事項審査は済ませていても、総合評定値通知書が手元がない場合は、入札参加資格の申請は受理できません。（なお、経審は、申請から総合評定値通知書が手元に届くまでに、知事許可で約1ヶ月、大臣許可で約2ヶ月かかります。）

(2) 競争入札参加資格変更届

今回の申請時又は名簿登録後において、以下の事由が生じた場合には、建設業許可に基づく手続きを終えた後、競争入札参加資格変更届を提出してください。（今回の申請においては申請書と併せて提出してください。）※変更届への実印の押印不要

変更事由	添付書類
商号又は名称	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書(写) ・印鑑証明書（原本） ・委任状（委任先がある場合） ・使用印鑑届（印鑑証明書の印鑑と使用印鑑が異なる場合）
代表者名	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書(写) ・印鑑証明書（原本） ・委任状（委任先がある場合） ・使用印鑑届（印鑑証明書の印鑑と使用印鑑が異なる場合）
代表者の役職	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑証明書（原本） ・委任状（委任先がある場合） ・使用印鑑届（印鑑証明書の印鑑と使用印鑑が異なる場合）
本社の住所又は所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書(写) ・委任状（委任先がある場合）
電話番号・FAX	・競争入札参加資格変更届のみ
資本金	<ul style="list-style-type: none"> ・履歴事項全部証明書(写)
実印	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑証明書（原本） ・使用印鑑届（印鑑証明書の印鑑と使用印鑑が異なる場合）
受任者名・役職・住所又は所在地	・委任状
使用印鑑	・使用印鑑届
新しい経営事項審査	・総合評定値通知書等(写)
建設業許可の更新	・許可通知書(写)
建設業許可の一部廃業	・競争入札参加資格変更届のみ
許可換新規による許可番号の変更	・許可通知書(写)
県内営業所の新設・廃止	・競争入札参加資格変更届のみ

※ 名簿登録後の業種追加は行っていませんので、建設業許可の業種追加については、届出不要です。なお、名簿登録した業種の削除については、変更届の提出により変更してください。

(3) 経常共同企業体（経常JV）

経常共同企業体での申請をする場合は、要件や提出書類が異なりますので、事前にご連絡ください。

(4) 入札参加資格の承継

名簿登載後に、法人成り・世襲・合併・事業譲渡（会社分割）があった場合は、入札参加資格を失うことになります。ただし、承継申請によって、入札参加資格を承継することできる場合がありますので、該当する事案が発生した場合はお問い合わせください。

申請が遅れた場合は、承継できない場合がありますので、ご注意ください。

<問合せ> 上山市財政課 管財係

T E L 023-672-1111 (代) 内線233・235・283

F A X 023-672-1112